

京都市蓄積指定基金条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第35号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

西堀徳三郎基金の蓄積期間の満了により同基金を慈恵に係る費用に充てることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成30年5月27日から施行することとしました。

京都市蓄積指定基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第35号

京都市蓄積指定基金条例の一部を改正する条例

京都市蓄積指定基金条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

西堀徳三郎 基金	慈恵に係る費用	大正7年5月27日 から100年間	100	円
大久保安兵 衛基金	公債特別償還資 金	昭和11年11月8 日から300年間	10,000	

を

」

「

大久保安兵 衛基金	公債特別償還資 金	昭和11年11月8 日から300年間	10,000	円
--------------	--------------	-----------------------	--------	---

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年5月27日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)